

○香南香美老人ホーム組合一般職の職員の旅費に関する規則

〔平成17年3月30日〕
規則第11号

改正 平成18年2月24日 規則第1号

平成19年3月30日 規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、香南香美老人ホーム組合一般職の職員の旅費に関する条例（平成17年条例第6号。以下「条例」という。）の規定に基づき、旅費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅行命令の取消等の場合の旅費)

第2条 条例第2条第3項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 外国旅行に伴う外貨の買入又はこれに準ずる経費を支弁するために支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた額の範囲内の額

(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第2条第4項の規定により支給する旅費の額は、次の各号による。ただし、現に喪失した旅費額を超えることができない。

- (1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するために必要な額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(日額旅費又は定額旅費)

第4条 条例第5条第11項の規定により日額旅費又は定額旅費を受けることのできる場合は、次のとおりとする。

- (1) 職務の性質上、常時出張を必要とする場合
- (2) 団体旅行等旅行の形態若しくは性質上、条例第5条第1項に規定する旅費（死亡手当を除く。）の全部又は一部をもって旅費とすることが適当と認められる場合
（路程の計算）

第5条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 水路、陸路、航空路 日本交通公社の時刻表に掲げる路程

2 前項の規定にかかわらず必要に応じ、鉄道駅、波止場、飛行場又は地方公共団体の長の証明する元標等を起点とし、信頼するに足る資料により、路程を計算することができる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月24日規則第1号）

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第13号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。